

長浜市告示第228号

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年5月13日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画・提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。第5条において同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市内産業支援機関の職員2人
- (2) 産業観光部次長
- (3) 産業観光部商工振興課長
- (4) 未来創造部政策デザイン課長
- (5) 未来創造部秘書広報課長

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部商工振興課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。